

監査人の外観的独立性の観察可能性

—— 非監査業務の同時提供の禁止 ——

伊 藤 公 一

序論

1. 監査人の独立性に係る規定
 - 1.1 倫理規則
 - 1.2 保証業務
 - 1.3 独立性の定義の変化
 - 1.3.1 旧倫理規則
 - 1.3.2 新倫理規則
 - 1.3.3 国際間基準の独立性の定義
 - 1.4 概念的枠組み
 - 1.4.1 独立性に関する脅威
 - 1.4.2 脅威への対応
 - 1.4.3 「独立性に関する概念的枠組み適用指針」
 - 1.5 ネットワーク・ファーム
2. 非保証業務の提供に関する業務制限規定
 - 2.1 公認会計士法
 - 2.2 利害関係府令第5条
 - 2.3 独立性に関する法改正解釈指針第4号（中間報告）大会社等の規制・非監査証明業務について（その2）」
 - 2.4 「独立性に関する概念的枠組み適用指針」の禁止規定

3. 非監査業務の同時提供と監査人の外観的独立性

3. 1 デュー・デリジェンスの容認

3. 2 非監査業務の同時提供に関する先行研究の
知見

4. 外観的独立性の観察可能性

4. 1 自主規制による監査の品質管理

4. 2 「自己レビューの脅威」の含意

4. 3 情報のコスト・ベネフィット

結論

序 論

財務諸表監査においては財務諸表及び監査の信頼性を確保するために監査人の外観的独立性が求められる。監査人の独立性の要件は監査の実務指針にも詳細に記されている。現在のわが国の監査基準をはじめとする監査に関連する規範は、米国における企業改革法の施行をはじめとする監査の新たな国際的潮流を受けたものである。この論文では現在のわが国の監査規範において監査人の独立性の概念がどのように規定されているかを明らかにすることを目的とする。これを特に監査人が監査のクライアントに非監査業務を同時に提供する場合に関する規制および先行研究における知見に注目して行い、監査人の外観的独立性の観察可能性が必要であることを述べる。

このためにまず第1節において監査人の独立性に関するわが国の規定を概観する。つぎに第2節において非保証業務を保障業務と同時に提供する場合の業務制限規定を整理する。さらに第3節において業務制限規定の中で非保証業務のうちデュー・デリジェンスについての規定を検討し、さらに非保証業務の同時提供に係る外観的独立性についての先行研究の知見を

紹介する。これらの検討を通じて第4節において外観的独立性の観察可能性に関して得られた知見を述べる。

1. 監査人の独立性に係る規定

監査人の独立性に関するわが国の規定は国際会計士連盟による倫理規程をはじめとする監査の規範に準拠する形で変更がなされてきている。その特徴は倫理規則の構成の変化、保証業務、ネットワーク・ファームという各概念の導入などである。

1.1 倫理規則

現行の倫理規則は昭和41年に制定され、平成18年12月11日付最終変更されたものである。それ以前の倫理規則は平成16年7月に最終変更された「倫理規則・同注解」である。以下ではこれを「旧倫理規則」と表記する。

旧倫理規則では監査人の独立性について「独立性の保持に疑いを持たれるような関係や外観を呈しないよう留意」しなければならない旨が第14条に定められていた。その内容について「倫理規則の独立性（第14条）の解説」（以下では「14条解説」と表記する）¹⁾において精神的独立性と外観的独立性が定義され（3.（1））、独立性に対する脅威が説明されていた。

これに対して現行の倫理規則では第16条において、保証業務を対象として独立性について公認会計士が留意しなければならない「状況と関係」について規定がなされている。その内容は旧倫理規則と比較すると以下の

1) なお、「倫理規則の独立性（第14条）の解説」は2007年3月31日をもって廃止されている。

1. 2 から1. 5 において述べるような特徴がある。

1. 2 保証業務

旧倫理規則においては独立性についての第 14 条の規定は「監査業務」について規定されていた。これに対して新倫理規則では第 16 条において「保証業務」という用語を用いて包括的に規定したうえで、保証業務を「財務諸表監査業務」と「財務諸表監査以外の保証業務」、および「直接報告による保証業務」に分類し、それぞれについての独立性に関する指針が「独立性に関する概念的枠組み解釈指針」IV 1～3 において示されている。

「独立性に関する概念的枠組み適用指針」IV においては、保証業務は財務諸表監査と財務諸表監査以外の監査業務に分類され、それぞれに対する独立性の要件は異なっている。その差異の部分は、ネットワーク・ファームに関する部分である。すなわち、財務諸表監査については、「保証業務チームの構成員、会計事務所等及びネットワーク・ファームは財務諸表監査業務の依頼人から独立していなければならない」²⁾とされている。これらの変更は国際監査基準に準拠しての変更であると考えられる。

1. 3 独立性の定義の変化

つぎに独立性の定義の変化についてみてみよう。

1. 3. 1 旧倫理規則

旧倫理規則においてわが国の独立性の定義は次のとおりであった。すなわち、「(1) 独立性には精神的独立性と外観的独立性があり、監査人には

2) 日本公認会計士協会「独立性に関する概念的枠組み適用指針」IV 1 (日本公認会計士協会編(2007) 784 頁。)

その両方が要求される。精神的独立性とは、監査の専門家としての判断を歪める恐れのある諸要因から影響を受けない精神状態であり、誠実性をもって行動し、客観性を確保し、専門家としての公正不偏な態度を堅持できる状態のことをいう。外観的独立性とは、監査人が一定の措置を講じたとしても、第三者から見た際に、誠実性、客観性及び専門家としての懐疑心が阻害されていると合理的に推測されるような事実や環境をさけることである。³⁾ というものである。

1.3.2 新倫理規則

これに対して新倫理規則は、公認会計士は精神的独立性と外観的独立性の双方を保持しなければならないとした上で、それぞれを次のように定義している⁴⁾。

すなわち、精神的独立性は、「専門家としての判断を危うくする誘因や圧力に影響されることなく意見を表明できる精神を持ち、誠実に行動し、公正性と専門家としての懐疑心を堅持できること」(第16条3項一)である。

また、外観的独立性は、「適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている第三者から、会員又は保証業務チームの構成員の誠実性、公正性若しくは専門家としての懐疑心が損なわれていると合理的に判断される重要な事実および状況がないこと」(第16条3項二)と定義されている。

この新旧の相違を表にするとつぎのようになる。

3) 日本公認会計士協会「倫理規則の独立性(第14条)の解説」3(1)(日本公認会計士協会編(2006)790頁。)

4) 日本公認会計士協会「倫理規則 第16条3項 一、二」(日本公認会計士協会編(2007)778頁。)

	旧倫理規則	新倫理規則
精神的独立性	監査の専門家としての判断を歪める恐れのある諸要因から影響を受けない精神状態であり、誠実性をもって行動し、客観性を確保し、専門家としての公正不偏な態度を堅持できる状態のことをいう。	専門家としての判断を危うくする誘因や圧力に影響されることなく意見を表明できる精神を持ち、誠実に行動し、公正性と専門家としての懐疑心を堅持できること。
外観的独立性	外観的独立性とは、監査人が一定の措置を講じたとしても、第三者から見た際に、誠実性、客観性及び専門家としての懐疑心が阻害されていると合理的に推測されるような事実や環境をさけることである。	適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている第三者から、会員又は保証業務チームの構成員の誠実性、公正性若しくは専門家としての懐疑心が損なわれていると合理的に判断される重要な事実および状況がないこと

上記の表から次のことがわかる。

- ・双方の定義から「客観性」が削除され「懐疑心」が追加されている。
- ・外観的独立性の定義においては第三者の行動が「推測」から「判断」に変化し、事実と状況の要件として「重要な」が追加されている。
- ・外観的独立性の定義には「適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている」という第三者の要件が追加されている。
- ・規定の指示する対象が拡大している。すなわち、会員個人のみならず、会員が職業専門家として「保証業務チームの構成員、従業者、会員と支配従属関係にある会社等又はネットワーク・ファーム」が独立性に疑いをもたれるような状況や関係を有しないように留意することにも及んでいる。

1.3.3 国際監査基準の独立性の定義

わが国の監査規範は国際会計基準との調和を念頭に国際監査基準に準拠する形での変更が進められてきている。それでは国際監査基準においてはどのような変化が起きているであろうか。

国際会計士連盟の独立性に関する基準は2006年12月に公開草案が提示され、独立性の定義の変更が行われている。新旧それぞれの定義は次のと

おりである。

(旧基準)

精神的独立性と外観的独立性は、それぞれ次のように定義されている⁵⁾。

a 精神的独立性 —— ある保証サービスが専門家としての判断を歪めるような影響を受けずに、それゆえある個人が誠実に客観的に専門家としての懐疑心を行使することができるような精神状態（である）。

b 外観的独立性 —— 合理的かつ情報を持っている第三者でありセーフガードを含むすべての目的適合的な情報を有するものが、ある事務所や保証契約のチームの構成員の誠実性、客観性、専門家としての懐疑心が歪められたと当然に結論を下すような原因が無いこと（である）。

(2006 年 12 月公開草案)

これに対して 2006 年 12 月公表の公開草案においては次のように定義されている⁶⁾。

独立性は次のものを要請する。

精神的独立性

専門家としての判断を妥協させる作用の影響を受けることなしに結論の表明を可能にする、それゆえにある個人が誠実に行動し客観性と専門家としての懐疑心を行使する事が可能であるような精神状態。

外観的独立性

非常に重要であるために、合理的かつ情報をもっている第三者がすべての特定の事実と状況を比較考量して、事務所の又は監査チームのメンバーの誠実性、客観性、または専門家としての懐疑

5) IFAC (2006) p.16.

6) IFAC International Ethics Standards Board for Accountants (2006) p.22, sec. 290.7.

心が妥協させられたという結論を下すような事実と状況が無いこと。

(新旧比較)

ここで外観的独立性の定義について両者の原文の相違点を下線を付して示してみよう。

旧規定 (290. 8) ‘a reasonable and informed third party, having knowledge of all relevant information, including safeguards applied, would reasonably conclude a firm’s or a member of the audit team’s, integrity, objectivity or ~’

新規定 (290. 9) ‘a reasonable and informed third party would be likely to conclude, weighing all the specific facts and circumstances, that a firm’s or a member of the audit team’s, integrity, objectivity or ~’

わが国の新規則で「合理的に判断」（旧の「推測」から変更）となっている部分について、国際監査基準の公開草案では、‘would reasonably conclude’（当然に結論を下すであろう）から‘would be likely to conclude’（結論を下すであろう）に変更されている。表現として「結論を下す」確率は低下している。このことから結果として監査人に要求される外観の要件は厳しくなっているといえることができるのではないだろうか。

また、想定する情報利用者の要件が緩和されている。すなわち、「すべての目的適合的な情報を知っている」という要件が削除され、代わりに「すべての特定の事実と状況を比較考量すると」という条件が追加されている。この変化は外観的独立性を考える際の外観の主体についての要件の緩和である。

1.4 概念的枠組み

1.4.1 独立性に関する脅威

さて話を再びわが国の規定に戻そう。旧「14 条解説」では「独立性に対する」脅威として自己利益，自己監査，癒着，擁護，脅迫・威圧の各脅威が挙げられていた。これに対して現行の倫理規則では「定義」の項において「基本原則に対する脅威」として自己利益，自己レビュー，擁護，馴れ合い，脅迫という分類で説明したうえで，独立性に対する脅威については「独立性に関する概念的枠組み適用指針」で述べられている。

1.4.2 脅威への対応

概念的枠組みとは，公認会計士が保証業務を受嘱又は継続するに際し，（依頼人から独立した立場を保持するために）「『独立性の保持に疑いをもたれるような状況又は関係』を認識した場合には，特定の状況又は関係に応じて，独立性に対する脅威の程度を評価し，脅威の程度が明らかに些細な場合を除き，適切な措置を講じて，脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減し，独立性を保持」⁷⁾ するという監査人の判断指針である。

この概念的枠組みは旧倫理規則において「独立性に関するフレームワークアプローチ」として，第 14 条注解 11-1 および「倫理規則の独立性第 14 条の解説」において，つぎのように説明されていた。すなわち「会員が監査業務を受嘱又は実施するに際して，独立性に対する脅威を認識し，当該脅威が明らかに重要性のない場合を除き，脅威を受容可能なレベルにまで軽減又は除去するために一定の措置（セーフガード）を講じ，当該措置を講じても脅威を十分に軽減又は除去できない場合には監査業務を受嘱又は実施しない手法」であった。

新たな倫理規則ではこの概念的枠組みの適用指針の概略が第 3 条におい

7) 倫理規則第 16 条 6 項。

て規定されている。すなわち会員に次の(1)～(5)のような義務が課せられている。

- (1) 第2条に規定する基本原則⁸⁾に対する脅威となる状況又は関係を認識した場合、その脅威の程度を量的要因と質的要因の双方について評価しなければならない(第1項および第3項)。
- (2) 脅威の程度が明らかに些細な場合を除き、適切な措置を検討し、講じて、脅威を除去するか又は許容可能な水準にまで軽減しなければならない(第2項)。
- (3) 脅威に対して適切な措置を講じることができない場合、専門業務を辞退もしくは撤退するか、あるいは必要に応じて依頼人又は雇用主との関係を終了しなければならない(第4項)。
- (4) 規定に違反していることに気づいた場合には、その違反をすみやかに是正し、又は適切な措置を講じなければならない(第5項)。
- (5) なお会員と支配従属関係にある会社等が実施する専門家業務にも会員が同条1～5項の適用に責任を負う(第6項)。

1.4.3 「独立性に関する概念的枠組み適用指針」

さらに「独立性に関する概念的枠組み適用指針」では、概念的枠組みを適用し判断する局面において、独立性に対する脅威の適切な認識、独立性に対する脅威の重要性の判定(すなわち明らかに些細であるか否かの評価の実施)、脅威が明らかに些細でない場合の適切な措置の選定についての指針が示されている。またこの指針では会員(公認会計士)の公認会計士法と倫理規則の遵守義務が明示されている。

8) 誠実性、公正性、専門能力の維持、正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動、の各原則をさす。

1. 5 ネットワーク・ファーム

新倫理規則においては国際監査基準に倣って新たにネットワーク・ファームの概念が導入されている⁹⁾。この変更によって財務諸表監査の依頼人から独立していなければならない主体は「保証業務チームの構成員、会計事務所等及びネットワーク・ファーム」¹⁰⁾となった。

これは独立性の判定を行う対象（行動の主体）を拡張する規定であり規定の際を突いて実質的に独立性を損ねる行為を封じる意図があるものと思われる¹¹⁾。

2. 非保証業務の提供に関する業務制限規定

2. 1 公認会計士法

(1) (第2条)

公認会計士の役割は公認会計士法第2条に規定されている。すなわち、

9) ネットワーク・ファームとは、ネットワークに所属する会計事務所等又は事業体である。なおネットワークとは、つぎの(1)(2)の条件の両方を備えた組織体であると定義されている。

- (1) 所属する会計事務所等又は事業体間の相互の協力を目的とすること。
- (2) 次のいずれかを備えていること。① 利益の配分又は費用の分担を明確に目的にしている。② 共通の事業戦略、③ 共通の所有、支配及び経営 ④ 共通の品質管理の方針及び手続、⑤ 共通のブランド名の使用、⑥ 事業上のリソースの大きな部分の共有。(日本公認会計士協会「倫理規則」定義 ネットワーク・ファーム)

10) 倫理規則IV 1。

11) なおネットワーク・ファームに該当する場合にはその判断要素として、次の6点が列挙されている。(1) 利益の分配又は費用の分担、(2) 共通の事業戦略、(3) 共通の所有、支配及び経営、(4) 共通の品質管理の方針及び手続、(5) 共通のブランド名の使用、(6) 事業上のリソースの大きな部分の共有(日本公認会計士協会「独立性に関する概念的枠組み適用指針」IV 2 (1)～(6))。

「他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすること」(第1項)および「公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずること」(第2項)である¹²⁾。

財務諸表監査に代表される保証業務を提供している監査人が被監査会社に対して非保証業務を同時に提供する場合、外観的独立性は侵害される可能性がある。そのため両者の同時提供は公認会計士法と倫理規則をはじめとする規則において制限されている。

(2) (第24条)

公認会計士法第24条は、公認会計士の監査業務の制限につき定めている。それらは身分的なもの(本人又は配偶者が現在および過去1年以内に役員、財務責任者、又は使用人であった場合および著しい利害関係にある場合の財務諸表監査又は保証の禁止等)、及び著しい利害関係が存在する場合)である。その2項では、ローテーションの実施、組織的監査の実施、経営判断に関与するマネジメント・コンサルティングサービスから継続的に報酬を受けている場合の監査証明業務との同時提供が禁止されている。

(3) (第24条の2)

非監査証明業務の監査証明業務との同時提供について、公認会計士法第24条の2ではつぎのように定められている。

「大会社等(会計監査人設置会社、証券取引法第193条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない者、銀行法で規定する銀行、長期信用銀行、保険会社等)から、第2条2項業務(すなわち、経営相談業務「他の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる」)により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第1項の業務

12) 公認会計士法第2条。

(監査業務「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」)を行ってはならない」¹³⁾

2.2 利害関係府令第5条

さらに、「公認会計士にかかる利害関係に関する内閣府令」(以下では、「利害関係府令」と略す。)は、第5条において、上記の24条の2に定める禁止業務を次のように列挙している。

- 一 会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務
- 二 財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
- 三 現物出資財産(会社法第207条第1項に規定する現物出資財産をいう。)その他これに準ずる財産の証明又は鑑定評価に関する業務
- 四 保険数理に関する業務
- 五 内部監査の外部委託に関する業務
- 六 証券取引法第2条第8項に規定する証券業
- 七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第2条2項に規定する投資顧問業

13) なお大会社等は同条において次のとおり規定されている。

- 一 会計監査人設置会社(資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計その他の事項を勘案して政令で定めるものを除く。)
- 二 証券取引法第193条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない者(政令で定めるものを除く。)
193条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない者(政令で定めるものを除く。)
- 三 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行
- 三 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行
- 四 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行
- 五 保険法第2条第2項に規定する保険会社
- 六 前各号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

八 前各号に掲げるもののほか、監査又は証明（法第2条第1項の業務として行う監査又は証明をいう。）をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

2.3 「独立性に関する法改正解釈指針第4号（中間報告）大会社等の規制・非監査証明業務について（その2）」

日本公認会計士協会の「独立性に関する法改正対応解釈指針第4号（中間報告）大会社等の規制・非監査証明業務について（その2）」においては、上記の利害関係府令第5条に列挙された8種類の禁止業務について、米国企業改革法による規制業務を踏まえたものであること、およびそのうち一から四までは「自己監査（意味としては自己レビュー）」の防止の観点から禁止されること、さらに五から七までは外部監査人が経営判断に関わることから禁止される旨、八については業務の多様化等に個別に対応して禁止業務を限定的に列挙することは困難と考えられること等から包括的な禁止規定として設けられているという禁止の主旨が説明されている（第2項）。

さらに、特に大会社について禁止される趣旨は、上記の観点に加えて「社会的影響の大きい大会社の外見的独立性を確保することにより監査の社会的信頼性を高めることにある」（第2項）としている。

同指針は前項で述べた利害関係府令第5条により同時提供が禁止される上の2.2に記した8種類の非監査証明業務について具体例を列挙している（第5項）。

2.4 「独立性に関する概念的枠組み適用指針」の禁止規定

「独立性に関する概念的枠組み適用指針」における非保証業務の提供に係る指針は、第59項において、非保証業務の提供から生じる脅威の程度を評価し、適切な措置を講じることにより除去又は受容可能な程度にまで

低減させることとしている。

さらに、同 60 項において、つぎの 3 通りについては、受容可能な水準にまで軽減する方法はないであろうとして禁止している。

- (1) 取引を承認又は実行する権限が付与されていること、又はその権限を行使すること。
- (2) 会計事務所等が提出した意見書や勧告事項の採用について自ら意思決定を行うこと。
- (3) 監査委員会等の企業統治に責任を負うものに対し経営者の立場で報告すること。

脅威の程度を評価し判断するのは公認会計士自身である。企業が公認会計士に経営指導を仰ぐ理由はそれに適した能力を持っているからである。そして監査証明業務を通じてすでに互いに面識があれば双方のメリットはコスト面のみならず業務の有効性の面でも大きいと想像される。しかし外観的独立性の要請からそのような非監査業務は禁止される場合がある。ここにジレンマがある。このような事情から監査の信頼性の向上を重視するのであれば外観的独立性が十分に保たれていることを外部から確認することのできる仕組みが必要と思われる¹⁴⁾。

14) この点について次のような指摘がなされ、外観的独立性に関する報告書を監査法人が開示する場合に最小限盛り込むべき内容（すなわち、(1) クライアントとの経済的利害関係 (2) クライアントとの身分的利害関係、(3) その他説明を要する事項）が列举・提案されている。「……（独立性強化に）実効性が発揮された事実が社会から見て知覚・認識できなければ、真の意味での実効性にはならないであろう。このためには監査法人自らが外観的独立性の要件を担保していることを、監査報告書の利用者に対して開示することが必須である。」（内藤文雄（2003）231～232 頁。）

3. 非監査業務の同時提供と監査人の外観的独立性

3.1 デュー・デリジェンスに関する規定

すでに見たように大会社の監査証明業務を行っている場合には当該会社に対する「現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務」は禁じられている¹⁵⁾。デュー・デリジェンスは実務上調査・報告業務といわれているが、財務、法務、人事などさまざまな種類の業務が存在し、法律上未定義であり変遷する実務への対応の観点から定義することが困難であるとされる¹⁶⁾。また実質的に評価に関する意見表明にまで及ぶものであれば、自己監査を防止する観点から禁止業務に該当するとされている¹⁷⁾。

さらに、監査と同時に行うべきでないデュー・デリジェンスに該当するか否かの判断について三点が記されている。それらは ①（デュー・デリジェンスにおいては）報告事実の投資判断に与える影響等について公認会計士等は判断せず、実施した結果については依頼人が判断すること、②その呼称形式に関わらず、当該業務が自己監査に該当するか否か、又は被監査会社等の経営判断に関わるか否かといった観点から非監査証明業務と監査証明業務との同時提供を禁止するという本来の趣旨に照らした上で、「現物出資その他これに準ずるものに係る財産の証明又は鑑定評価に関する業務」に該当するか否かの実質的判断を行うべきこと、③財務諸表監査の重要な対象となる金額につき、監査人自らがこれを作成し、又は正し

15) 利害関係府令第5条三、および「独立性に関する法改正対応解釈指針第4号（中間報告）大会社等の規制・非監査証明業務について（その2）」5（3）①。

16) 「独立性に関する法改正対応解釈指針第4号（中間報告）大会社の規制・非監査証明業務について（その2）」（注3）。

17) 同上5.（3）②ア。

いことを証明・保証することとなる評価鑑定に属する業務であれば禁止業務に該当する旨、の三点である¹⁸⁾。

このように根幹としては自己監査（自己レビュー）又は経営判断への関与を避けるという主旨からの実質的判断を規定は求めている。しかし、未定義語が規定に含まれており、かつ経営者に助言を行う監査人自身がその判断を行うため、この種の業務の同時提供については特に外観的独立性そのものが外部から観察可能な状態にあることが重要となる。

3. 2 非監査業務の同時提供に関する先行研究の知見

非監査業務と監査業務を同時に提供する場合の監査人の外観的独立性についての先行研究はどのような結果を得ているであろうか。

(1) Beattie and Fearnley (2002)

まず Beattie and Fearnley (2002) は、非監査業務の監査業務との同時提供に関する先行研究を幅広くレビューした結果、次のように述べている。

「非監査業務についての学術研究は非監査業務に関する監査と非監査業務の同時提供が監査人の独立性を侵害するかという問いに答えることが非常に困難である。その理由は2つである。ひとつは、実際の独立性は観察不能であり、そのため間接的な（又は代理の）尺度（ときにそれは妥当性が疑わしい場合もある）が用いられてきたことである。第二の理由は、公的に利用可能な目的適合的なデータが欠けていることである。たとえば、非監査業務の報酬が開示されても、サービスごとの個別の報酬は開示されない。監査事務所自身は異なるビジネスごとの情報は実質的に何も開示していない。

このようなことから、すべての利用可能な学術研究（理論的なものと経験的なもの）を見渡しても、監査と非監査業務の同時提供が独立性を実質的

18) 同上（注3）。

に害するという見方を明確に指示するものはほとんどない。しかし、同時提供が負の影響を監査人の独立性の知覚、すなわち外観に与えるという道理にかなった一致した意見がある。』¹⁹⁾

この研究で発見されていることは、「外観的独立性」を検証しようとするれば必然的に他の変数への置き換えが必要になり、その結果として検証が困難であること、および、それにもかかわらず（あるいはそれゆえに）外部関係者の独立性に対する知覚（外観的独立性）は侵害されるということである。この研究は学術研究における「外観的独立性」と専門知識を持たない者も含む外部関係者の知覚するそれとが相違する可能性を示唆するものである。

（２） Quick et al. (2005)

つぎに Quick et al. (2005) は、デンマークにおいて経営指導業務を監査と同時提供することの知覚される監査人の独立性への影響を調べている。この研究では、監査人をはじめとする五つのグループを対象としたアンケート結果が提示されている。デンマークにおいては（2005年時点で）監査人が監査のクライアントに対して提供を禁止されている非監査業務は記帳業務と募集業務のみである。つぎの5つの仮説がアンケートによって検証される。

H1：経営指導業務の提供は知覚される監査人の独立性に負に影響する。

H2：知覚される監査人の独立性が侵害される程度は対象となるグループごとに異なる。

H3：知覚される監査人の独立性が侵害される程度はコンサルティングサービスのタイプによって異なる。

19) Beattie, V. and Fearnley, S. (2002) pp. 59 – 62.

H 4 : 監査事務所のコンサルティングスタッフを監査スタッフから分離することは知覚される独立性を高める。

H 5 : 相対的なコンサルティング報酬の割合の上限は対象グループによって相違する。

それぞれの仮説を検証した結果は次のとおりである²⁰⁾。

仮説 1 (H 1 : 経営指導業務の提供は知覚される監査人の独立性に負に影響する。) については監査人²¹⁾と、経営者、銀行の融資担当者、個人投資家、ビジネス・ジャーナリストを対象としたアンケート結果の分析から次のように述べられている。監査人以外の者は監査がコンサルティング・サービスと同時に提供されると、監査人はクライアント経営者からの十分な独立性を有していないと答えたものが比較的多い(投資家 69.2%, ジャーナリスト 81.1%, 銀行の融資担当者 50.5%, 経営者 39.3%)。

これに対して、監査人のうちそう答えたのは 10.6% であり、「そう思わない(すなわち独立性は侵害されない)」と答えた者が 85.6% となっている。また、コンサルティング・サービスのクライアントである経営者は意見のばらつきがある。この結果から、コンサルティング・サービスの提供は、外部利害関係者(個人投資家、銀行の融資担当者、ジャーナリスト)について、明らかに監査の独立性に対する信頼性を低下させるとしている。

仮説 2 (H 2 : 知覚される監査人の独立性の程度は対象となるグループごとに異なる。) については(Kruskal-Wallis 検定の結果から)全体としては知覚す

20) Cf. Quick et al. (2005) pp. 147 - 153.

21) この研究(Quick et al. (2005))では、調査対象としての監査人として、登録監査人(registered auditors)は除外され、政府公認監査人(state authorized auditors)のみが対象とされている。その理由として、登録監査人は政府公認監査人よりも基準設定過程に関わる程度が非常に低いことが挙げられている(*Ibid.*, p. 146, fn. 8.)。

る主体によって結果が異なるということが出来るが各グループを個別に比較した場合にはその他の4グループすべてと有意に相違しているのは監査人のみである²²⁾。銀行の融資担当者と個人投資家の間には差異は認められず、経営者と銀行融資担当者との間の差異はわずかである²³⁾。

仮説3（H3：コンサルティング業務のタイプによって知覚された監査人の独立性は侵害される程度が異なる。）について、4種類のコンサルティング業務を提供する場合に関して5点評価法で回答を求めた²⁴⁾。その結果、4種類すべての業務について「1（非常に信頼性が低下する）」から「5（非常に信頼性が高まる）」までの範囲で平均は3以下となった²⁵⁾。このことからすべてのコンサルティング業務は、知覚される監査人の独立性に対して負の影響を有しているとしている²⁶⁾。また、会計関連業務は負の影響が最小であった²⁷⁾。

仮説4（H4：監査事務所のコンサルティングスタッフを監査スタッフから分離することは知覚される独立性を高める。）について「分離により監査に対する信頼は強められるか」という質問により回答を求めた²⁸⁾。結果は監査人のみが否定的意見の者が有意水準1%で有意に多く（66.7%）、ジャーナリストは反対に同意した者が有意に多かった（56.9%）²⁹⁾。

このような結果から、ジャーナリストについてのみ仮説4は確証され、独立性の知覚について監査事務所に関連した自己利益の脅威のほうが、監

22) *Ibid.*, p. 148.

23) *Ibid.*

24) なお、コンサルティング業務の種類は ① 財務ITシステムの設計・施行、② 上級経営者の採用、③ 法律業務（契約援助、M&A等）④ 会計関連業務（記帳、給与台帳作成、請求書作成）の4種類である。

25) *Ibid.*, p. 150.

26) *Ibid.*, p. 151.

27) *Ibid.*

28) *Ibid.*

29) *Ibid.*, pp. 151 - 152.

査人関連の親密さの脅威や自己利益の脅威よりも影響が大きいと説明している³⁰⁾。

仮説 5 (H 5 : コンサルティング報酬の全報酬に対する割合の上限は対象グループ間で相違する。) について、まず回答者に監査人の独立性への信頼が低下するコンサルティング報酬の全報酬に対する割合の上限を回答させた³¹⁾。その結果、回答の平均値は経営者と銀行融資担当者の間以外には有意な相違が認められた³²⁾。さらに参加者は会計専門職の現在のコンサルティング報酬の全報酬に占める割合を予測し、この結果を各自の上限と比較した³³⁾。その結果、各グループの上限と予測はそれぞれ次のとおりであった³⁴⁾。すなわち会計士 (上限 67% > 予測 45%)、経営者 (上限 35% = 予測 35%)、銀行融資担当者 (上限 32% < 予測 35%)、個人株主 (上限 25% < 予測 39%)、ジャーナリスト (上限 10% < 予測 39%) である³⁵⁾。予測値が上限を超えている場合 (すなわち監査人と経営者) は外観的独立性が侵害されていると知覚していることを意味する³⁶⁾。

この結果から Quick らは監査人の独立性に対する知覚は監査業務への知識に依存するであろうとしている。デンマークにおいて 1999 年の上場企業の会計データを用いた調査によれば相談業務に支払われたコンサルティング報酬割合は平均で 44% である³⁷⁾。この研究において上限の値を予測値が超過している状況はその対象が監査人の独立性に疑いを抱いていることを示している。実際の数値が会計士以外の予測値を超えていること

30) *Ibid.*, p. 152.

31) *Ibid.*

32) *Ibid.*

33) *Ibid.*

34) *Ibid.*, p. 153.

35) Cf. *Ibid.*

36) *Ibid.*, p. 153.

37) *Ibid.*

から、筆者らは実際の数値を情報利用者が知れば（知覚される独立性の数値は）さらに悪化する可能性がある」と指摘している³⁸⁾。

以上の5つの仮説検証の結果から、Quickらは次のように発見事項を述べている。

（１）監査業務に加えてコンサルティング業務を提供することによって独立性に対する脅威が生じる。もし監査人の独立性が侵害されたという事実が公表されれば監査人はクライアントおよび（または）監査報酬を失う可能性がある。この可能性によって独立性に対する脅威を低減させることができるが、そのような仕組みは監査人の独立性が監視され違反は処罰される場合に限り機能する³⁹⁾。ゆえに（監査人に対する）監視と十分な処罰はモラルハザードリスクを低減させうる。また監査報酬とコンサルティング報酬を公表することも独立性の問題を低減させる方法として適切である⁴⁰⁾。

（２）非監査業務の提供は監査人の外観的独立性を侵害する。外部監査の主たる機能は財務諸表の信頼性を増加させることである。この機能を満足させるためには監査人の精神的独立性に加えて外観的独立性が要求される。ゆえに監査人によるコンサルティング業務の提供を制限することが必要である。デンマークにおいて見られた監査人によるコンサルティング業務の同時提供の自由化はこれらの発見事項と一致せず、結果として外観的独立性および財務諸表の信頼性に負の影響を有するリスクがある⁴¹⁾。

（３）監査人の独立性が侵害される程度に対する知覚は関係者の立場によって異なるため、規制当局者はどのグループの知覚が最も目的適合的か特定しなければならない⁴²⁾。監査人と経営者が外部利害関係者より情報を

38) *Ibid.*

39) *Ibid.*, p. 154.

40) *Ibid.*

41) *Ibid.*

42) *Ibid.*

多く持っており、そこからモラルハザードは生じる。ゆえにモラルハザードの問題を避けるための独立性の規則は、まず外部利害関係者を保護するべきである⁴³⁾。

(4) デンマークの社会は合意を重視した社会であり正当な利害関係をもつすべての外部グループが考慮される必要がある。外部利害関係者のグループは独立性に対するより強い侵害を知覚した。これによって厳密な規制すなわち重要なコンサルティング業務を禁止することの必要性が確証された⁴⁴⁾。

(5) 知覚される監査人の独立性に対する影響は非監査業務の種類ごとに異なるため、非監査業務の規則は業務ごとに別々に扱うべきである⁴⁵⁾。

(6) 監査機能とコンサルティング機能を同じ監査事務所内で分割しても独立性は改善されない。この結果は折衝と合意を重んじるという同国の文化的な特徴による可能性がある⁴⁶⁾。

(7) 規制当局者はコンサルティング業務からの報酬比率を制限すべきである。グループによって知覚の相違が見られたためそのような最大値を定義することは困難であった。しかし銀行の融資担当者と個人投資家は最も重要なグループであり、25%という上限は両グループで受容された。SECは同じ比率を示唆している⁴⁷⁾。

(8) 発見事項は全体としてコンサルティング業務の提供は知覚される監査人の独立性に負の影響を与えることを示唆するものであり、デンマークにおける監査人による業務制限の自由化には問題がある可能性があるとしている⁴⁸⁾。

43) *Ibid.*

44) *Ibid.*

45) *Ibid.*, p. 155.

46) *Ibid.*

47) *Ibid.*

48) *Ibid.*, p. 155.

4. 外観的独立性の観察可能性

4.1 自主規制による監査の品質管理

1.4.2 で見た独立性に対する認識判断を行うのは監査人自身である。監査人は自らの行為の外観を想定しこれに基づいて信頼を得よう行動する。少なくとも規定においてそのような行動が求められていると解釈することができる。自分の行動が他者からどのように見られているかを想像することを通じて、自分の行動を変化させるというパターンは監査の国際的調和化の議論におけるわが国の姿勢にも認めることができる。いわば制度において他人指向型の思考が顕在化してきているのである。

すでに見たように独立性に関する規定はより詳細かつ具体的なものになりつつある。しかし重要なことは監査人の精神的独立性が確立されておりその事実が確認できることである。監査人の独立性について議論される場合には、実際に観察不可能な対象が存在するかどうかという根本的な問題は捨象されている。精神的独立性は実際には観察不能であるが監査の根幹を形成するものである。そこで制度上はその代替物として外観的独立性の概念を規制の中心に据えさらに具体的な関係に置き換えてその関係を規制しているのである。

そのような規制の中心は、会計士協会による自律規範である。自律規範の強化・精緻化はプラスのシグナルとして情報利用者に伝わるであろう。

しかしどのように厳格な規制を作ったとしても、その遵守の状況について外部の者が直接観察することは不可能である。また、情報利用者も自分が必要とする信頼性の程度に見合わなければ直ちに関係から退出することができるはずである。監査人の外観的独立性について外観という表現が用いられながら、実際のチェックは事務所自身と専門家の自主規制組織に手にゆだねられている。そこで用いられる検証の本質は、ピア・レビューであり、検証の（少なくとも詳細な）結果は現在のところ公表されていない。

4.2 「自己レビューの脅威」の含意

もし、ある公認会計士が倫理規則の求める人格的要件を完全に満たした人物であるならば、彼が自己レビューや自己監査を行うことには何の問題も生じないはずである。むしろ規則そのものが不要となるであろう。それにもかかわらず自己レビューは独立性に対する「脅威」として挙げられている。これは情報利用者の信頼性を得ることができる外観が侵害されるおそれがあるためであるという説明も可能である。しかし実質的には規制とその逸脱行動の間の矛盾にその根本的原因があるだろう。という理由によるものである。

4.3 情報利用者のコスト・ベネフィット

会計士協会の倫理規則は専門家組織の自律規範である。しかしそれを公認会計士が遵守することについて義務が課されている。自律規範による規制の限界はフリーライダーを含む情報利用者が正当なものとして要求することのできる信頼性の程度と実質的に均衡が保たれているということができるともかもしれない。

監査人の外観的独立性はそれを知覚する主体によって認識や程度が異なる。前節でみた先行研究でも明らかなように、会計士の考える外観的独立性と外部の利害関係者の考えるそれとは相違する。専門家集団としての公認会計士協会が規定によって表現することが可能な外観的独立性とは、「外部の情報利用者が知覚するであろう」と公認会計士協会の指針等を作成するメンバーが考える独立性である。社会における信頼がどのように形成されるかについての議論や社会的イメージの問題が関連事項として重要性を増しているように思われる。

結 論

この論文で得た知見は次のとおりである。

日本公認会計士協会による現在の倫理規則は監査人の独立性を保証業務を対象として包括的に規定し、保証業務を「財務諸表監査業務と財務諸表監査以外の保証業務、および直接報告による保証業務」と分類して独立性に関する指針が示されている。この倫理規則では概念的枠組みの包括的な適用が行われる。また基本原則に対する脅威が規定され、さらに独立性に対する脅威に関する認識・評価の判断プロセスが概念的枠組みの適用により示されている。ネットワーク・ファームの概念が導入され財務諸表監査について独立性の求められる対象が保証業務チームの構成員会計事務所等及びネットワーク・ファームに拡大した。

外観的独立性の定義には「適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている」という第三者の要件が追加されている。また独立性が求められる行動の主体として「保証業務チームの構成員、従業者、会員と支配従属関係にある会社等又はネットワーク・ファーム」が規定されている。これらの規定における変化は国際監査基準の倫理規程の影響を受けている。なお外観的独立性を規定する際の第三者の「適用される法律や規則をはじめすべての関連情報を知っている」という要件が追加されている。この点に関連して国際会計士連盟による倫理規程の定義では第三者要件が「すべての目的適切的な情報を知っている」という要件から「すべての特定の事実と状況を比較考量すると」というものに変更され、緩和されている動きと追従を原因とする逆の動きが見られる。

非保証業務の保証業務との同時提供については詳細な規定がなされているが、デュー・デリジェンスのように未定義語を含む規定もあり、また法定のもの以外については禁止業務に該当するか否かの判断を日本公認会計士協会の規定により監査人自身が判断を行うことになる。このことから監査人の外観的独立性について外部からの観察可能性が重要になると考えら

れる。

外部の利害関係者が知覚する監査人の独立性の程度は知覚する主体の立場により異なる。フリーライダーを含む情報利用者の正当性と自律規範による規制により達成される独立性の程度は均衡している可能性がある。

引用・参考文献

- Beattie, Vivien and Fearnley, Stella. (2002) '*Auditor Independence and Non-Audit Services: A Literature Review*'. <<http://www.icaew.com/index.cfm?route=118024>>
- IFAC International Ethics Standards Board for Accountants (2006) *Exposure Draft Section 290 of the Code of Ethics Independence—Audit and Review Engagements*.
- IFAC International Ethics Standards Board for Accountants (2007) *Proposed Revised Section 290 of the Code of Ethics for Professional Accountants, Independence—Audit and Review Engagements, and Proposed Section 291, Independence—Other Assurance Engagements*
- IFAC (2006) *Handbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements 2006 Edition*.
- IFAC (2007) *Handbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements 2007 Edition*.
- Pentland, B. T. (1993) 'Getting comfortable with the numbers: Auditing and the micro-production of macro-order', *Accounting Organizations and Society*, Vol. 18, No. 7 /8, pp. 605–620.
- Quick, Reiner and Bent Warming-Ramussen (2005) "The Impact of MAS on Perceived Auditor Independence—Some Evidence from Denmark", *Accounting Forum* Vol. 29, Issue 2, pp. 137–168.
- デロイトトーマツ FAS 編 (2007) 『M&A ファイナンシャルデューデリジェンスの実務』清文社。
- 日本公認会計士協会編 (2006) 『監査実務指針ハンドブック 平成 19 年版』中央経済社。
- 日本公認会計士協会編 (2007) 『監査実務指針ハンドブック 平成 20 年版』中央経済社。
- 内藤文雄 (2003) 『財務諸表監査の変革』税務経理協会。